

# 外来生物法

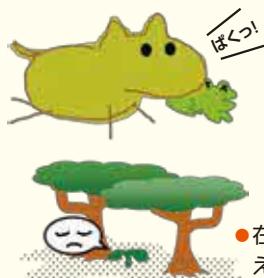
## 〔 外来種とは 〕

- もともとその地域にいなかったのに、意図的または非意図的に人間活動によって他地域から導入された生物のことを指します。
- 日本の野外に生息する外来種の数は、2,000種を超えるといわれています。
- 外来種の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。
- 一方で、地域の自然環境などに大きな影響を与えるものもいて、これらを侵略的外来種といいます。

### 侵略的外来種が引き起こす3つの悪影響

#### ① 日本固有の生態系への影響

- 在来種(もともとその地域にいる生物)を食べる



- 近縁の在来種と交雑して雑種をつくる



- 在来種のすみかを奪ったり、えさを奪い合ったりする

#### ② 人の生命・身体への影響

- 毒をもっている
- 人をかんだり刺したりする



#### ③ 農林水産業への影響

- 農林水産物を食べる
- 畑を踏み荒らす



## 外来種被害予防3原則

～侵略的外来種による被害を予防するために～

### ① 入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」

### ② 捨てない

(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)

飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」

### ③ 拡げない

(増やさないことを含む)

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」

## 外来生物の飼育・販売にご注意ください



ハナガメ(タイワンハナガメ)



ウシガエル



ボタンウキクサ(ウォーターレタス)



ナイルバーチ

## 〔 外来生物法とは 〕

正式には

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といって、  
特定外来生物による

生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

## 〔 特定外来生物とは 〕

もともと日本にいなかった生物(外来生物)のうち、生態系などに被害を及ぼすものを**特定外来生物**として指定し、**飼育・栽培・保管・運搬・輸入・販売・譲渡、放出**などを原則として禁止しています。

輸入を禁止することで、国外からの特定外来生物の侵入を防ぎ、飼育や運搬などを禁止することで国内における特定外来生物の拡散を防ぎます。また、国内に侵入したものについては、必要に応じて防除が行われます。

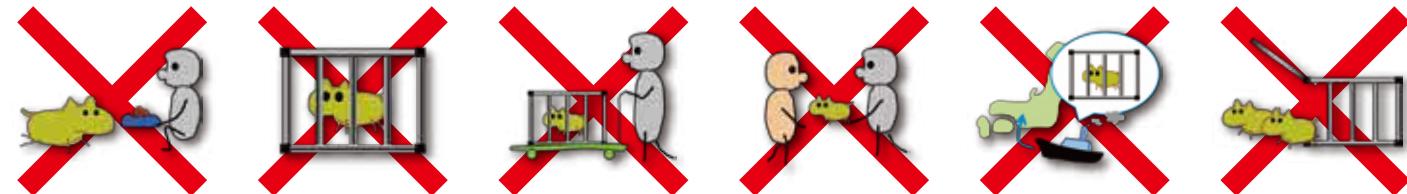
### 特定外来生物の指定

飼育・輸入等の規制  
飼育・栽培・保管・運搬、輸入、販売・譲渡、放出などを規制

防除の実施

●生態系 ●人の生命・身体 ●農林水産業  
への被害を防止

特定外来 生物は  
飼育・栽培・保管・運搬、輸入、販売・譲渡、野外 に放つことなどが原則として禁止されます。



※これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます。

### 特定外来生物リスト

ほ乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス(タイワンリス)、フィンレイソンリス、タイリクモモンガ(エゾモモンガを除く)、トウブハイイロリス、キタリス(エゾリスを除く)、マスクラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、フリーマングース、ジャワマングース、シママングース、アキシシカ属、シカ属(ホンシュウジカ、ケラマジカ、マゲシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く)、ダマシカ属、シヅウ、キョン、タイワンザル × ニホンザル、アカゲザル × ニホンザル
鳥類	カナダガン、ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ、シリーカヒヨドリ、ヒゲガビチョウ
爬虫類	カミツキガメ、ハナガメ(タイワンハナガメ)、ス温ホーキノボリトカゲ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングスティケブス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホモレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ、ハナガメ × ニホンイシガメ、ハナガメ × ミナミイシガメ、ハナガメ × クサガメ
両生類	ブレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、ヘリグロヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル(キューバアマガエル)、コキコヤスガエル、ジョンストンコヤスガエル、オンシヅガエル、アジアムグリガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類	オオタナゴ、コウライギギ、ブラウンブルヘッド、チャネルキャットフィッシュ、フラットヘッドキャットフィッシュ、ヨーロッパナマズ(ヨーロッパオナマズ)、カワカマス科、カダヤシ、ガングスィア・ホルプロオキ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ラウンドゴビー、ナイルパーク、ホワイトパーク、ホワイトバス、ストライプバス、ラップ、ヨーロピアンパーク、パイルパーク、ケツギョウ、コウライケツギョウ、カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物、ホワイトバス × ストライプバス(サンシャインバス)、ガー科全種、ガー科に属する種間の交雫により生じた生物
昆虫類	テナガコガネ属(ヤンバルテナガコガネを除く)、クモテナガコガネ属、ヒメテナガコガネ属、セイヨウオオマルハナバチ、アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ、コカミアリ、ツマアカスズメバチ、クビアカツヤカミキリ、アカボシゴマダラ(アカボシゴマダラ奄美亜種を除く)、アングラートウスマルバネクワガタ、バラデバマルバネクワガタ、ギガンテウスマルバネクワガタ、カツラマルバネクワガタ、マエダマルバネクワガタ、マキシムスマルバネクワガタ、ペラルマトスマルバネクワガタ、サンダースマルバネクワガタ、タナカマルバネクワガタ、ウォーターハウスマルバネクワガタ
甲殻類	アスクス属、ウチダザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属、モクズガニ属(モクズガニを除く)
クモ・サリ類	キョクトウサソリ科全種、アトラクス属、ハドロニユケ属、ロクソスケレスガウコ、ロクソスケレスラエタ、ロクソスケレスレクルサ、ゴケグモ属(アカオビゴケグモを除く)
軟体動物等	カワヒバリガイ属、クワッガガイ、カワホトギスガイ、ヤマヒタチオビ(オカヒタチオビ)、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ(ウォーターレタス)、アズレラ・クリスター、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、ツルヒヨドリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、ナガエモウセンゴケ、オオフサモ(パロットフェザー)、ルドヴィギア・グランディフロラ、ビーチグラス、スバルティナ属、オオカワチシャ

合計3科15属122種8交雫種(148種類) 平成30年4月1日現在

### お知らせ

- 学術研究、展示などの目的で特定外来生物の飼育等をしたい方は、あらかじめ主務大臣の許可の申請を行う必要があります。
- ペット・観賞の目的で特定外来生物の飼育等をすることは禁止されています。しかし、特定外来生物に指定された時、既に飼育等をしていた個体に限り、許可を得て飼育等をすることができます。その場合、指定後半年以内に許可の申請を行う必要があります。

- 特定外来生物以外にも「未判定外来生物」、「種類名証明書の添付が必要な生物」については、輸入に制限がかかります。
- 特定外来生物の野外への放出等は原則として禁止されていますが、防除に資する学術研究の目的で行う場合に限り、あらかじめ主務大臣の許可を得て行うことができます。
- 手続きなどの詳細につきましては、最寄りの環境省地方環境事務所等までご連絡ください。